

封印取付け受託者準則

関自管第 1 2 8 号の 2
平成 2 7 年 3 月 1 1 日
関自管第 7 7 号の 2
改正 平成 2 8 年 1 月 2 9 日
関自管第 5 8 号の 2
改正 平成 2 9 年 3 月 2 8 日
関自管第 5 6 号の 2
改正 平成 3 0 年 8 月 3 1 日
関自管第 3 9 号の 2
改正 令和 3 年 1 2 月 2 1 日
関自管第 2 1 号の 2
改正 令和 6 年 7 月 1 日

(適用)

第 1 条 関東運輸局東京運輸支局長（以下「支局長」という。）が行う道路運送車両法（以下「法」という。）第 2 8 条の 3 第 1 項に規定する封印の取付け委託（以下「委託」という。）を受けた封印取付け受託者（以下「受託者」という。）は、同法及び同法施行規則（以下「規則」という。）及び封印取付け委託要領について（平成 1 8 年 1 0 月 4 日付国自管第 8 6 号）、並びに輸入自動車に係る新規登録手続の際の特別取扱について（昭和 6 1 年 6 月 2 日付地管第 8 9 号、地技第 1 2 3 号）の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第 2 条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者

二 乙種受託者

① 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とするものであって、以下の場合に必要な封印取付け委託を受けた者

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）（以下「登録令」という。）第40条による提示したものを除く。）に限る。）

エ 法第11条第2項（登録令第43条の規定による場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

②「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」（平成25年3月8日付国自情第239号）に定める輸入業者

三 丙種受託者 社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示したものを除く。）に限る。）

ウ 法第11条第2項（登録令第43条の規定による場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

四 丁種受託者 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、所属会員である行政書士（自動車業務に十分精通した者）が自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車について、以下の場合に必要な封印の取付け

委託を受けた者

ア 当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。

ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項に若しくは第6項の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

五 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。

六 有償受託者 第20条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

（取付けする業務の範囲の限定）

第2条の2 第2条第二号②の者にあつては、自ら輸入した自動車であつて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合に必要となる封印の取付けのみに限定するものとする。

（標識等）

第3条 乙種受託者は、規則第14条に規定する封印取付け受託者の標識については事業場に掲げれば足りるものとする。

2 受託者は、封印取付け受託者の標識を掲げたときは、標識掲示届（準則第1号様式）を事業場の所在地を管轄（支局又は自動車検査登録事務所の管轄区域に同じ。以下同じ。）する支局長（以下「管轄の支局長」という。）に提出しなければならない。

（封印取付け責任者の選任等）

第4条 受託者は、封印の取付け、保管及び出納に関する事項を処理させるため、事業場に封印取付け責任者を選任しなければならない。

また、乙種受託者が事業場以外に封印の取付けを行う営業所（以下「営業所」という。）を設けるときは封印取付け担当者を選任し、並びに共同で新車の点検整備を実施する施設において封印の取付けを行う施封センター（以下「施封センター」と

いう。)を設けるときは施封管理責任者及び封印取付け担当者を選任しなければならない。

- 2 受託者は前項の封印取付け責任者を選任又は変更したときは、すみやかに、選任・変更届（準則第2号様式）を管轄の支局長に提出しなければならない。
- 3 受託者は、規則第15条第1項に規定する封印取付け責任者並びに次条の巡回封印取付け担当者及び乙種受託者が封印取付け担当者を選任した場合、封印取付け責任者等名簿（準則第3号様式）を備え、これに記録しなければならない。

（巡回封印取付け担当者の選任等）

第5条 丙種受託者である団体は、構成員である自動車販売事業者の店舗を巡回し、その店舗において封印の取付けを行う巡回封印取付け担当者（以下「巡回担当者」という。）を選任しなければならない。また、丁種受託者である行政書士会において巡回施封方式を選択した場合は、行政書士事務所を巡回し、その事務所において封印の取付けを行う巡回担当者を選任しなければならない。

- 2 団体又は行政書士会において、巡回担当者を選任又は変更したときは、すみやかに選任・変更届（準則第4号様式）を管轄の支局長に提出しなければならない。

（巡回対象店舗又は行政書士事務所の届出）

第6条 丙種受託者においては、巡回担当者による封印の取付けを受ける構成員である自動車販売事業者の店舗（以下「巡回対象店舗」という。）、また、丁種受託者においては行政書士事務所について、新規加入・変更及び廃止があったときは、封印取付け対象販売店等届出書（準則第5号様式）を管轄の支局長に提出しなければならない。

（管理責任者）

第7条 丙種受託者においては、巡回対象店舗における封印の取付けを適確に行うため、当該店舗を有する自動車販売事業者の店舗ごとに、また、丁種受託者においては、行政書士事務所ごとに封印の取付けを行う自動車の管理及び封印の取付けに必要な補助業務を行わせるため管理責任者を定めさせなければならない。

（封印請求）

第8条 受託者は、封印の前渡しを受けようとするときは、封印請求書（準則第6号様式）を提出しなければならない。

（封印受領証）

第9条 受託者は、封印の交付を受けたときは、封印受領証を提出しなければならない。
この場合の封印受領証は、準則第7号様式又は準則第8号様式とする。

(封印出納帳等)

第10条 前渡しを受けた受託者は、封印出納帳（準則第9号様式）を備え、受入れ、取付け、打損、紛失等受払事由を明らかにして、封印の出納状況を適確に記録しなければならない。団体又は巡回施封方式を選択した丁種受託者は、封印取付け台帳（準則第10号様式）を備え、交付を受けた 封印に係る自動車の登録年月日、販売店、登録番号及び車台番号を明確に記録 しなければならない。

2 乙種受託者は、封印の取付けを行う事業場、営業所及び施封センターごとに、また、巡回施封方式を選択しなかった丁種受託者においては再委託先である行政書士の事務所ごとに封印取付け台帳（準則第11号様式）を備え、取付けをした封印にかかる自動車の登録年月日、施封年月日、登録番号及び車台番号を明確に記録しなければならない。

3 営業所及び施封センターにおいて封印の取付けを行う乙種受託者は、事業場及び施封センターに封印授受簿（準則第12号様式）を備え、封印の受渡の状況を明確に記録しなければならない。

4 封印出納帳、封印授受簿及び封印取付け台帳は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第11条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第12条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良な封印については、すみやかに、当該封印を交付した支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第13条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかに、その数量及び事情を当該封印を交付した支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第14条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、当該自動車の新規登録、変更登録、移転登録及び法第11条第2項（登録令第43条の規定による場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封

印の取付けを行おうとするときは、支局長に封印取付け届出書（準則第 15 号様式）2 通を提出しなければならない。

（営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け）

第 15 条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室、営業所又は複数の受託者が共同で設置する施封センターを設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（準則第 18 号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

（出張封印確認書）

第 16 条 出張封印において、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する受託者においては、登録申請時等に出張封印確認書（準則第 17 号様式）2 通を提出しなければならない。

（封印取付け報告書）

第 17 条 封印の前渡しを受けた受託者は、毎月 10 日までに、前月の封印取付け状況に関し、当該封印を交付した支局長に封印取付け報告書（準則第 16 号様式）を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

（変更届出）

第 18 条 受託者は、氏名又は名称もしくは住所、又は事業場の名称もしくは住居表示等により所在地に変更があったときは、すみやかに変更届（準則第 13 号様式）を管轄の支局長に提出しなければならない。

2 乙種受託者は、管内の支局又は事務所間の管轄の変更となる第 19 条第 1 項の承認申請をし、その承認を受けたときは、封印取付け責任者及び封印取付け担当者の所属、職名及び氏名を記載した書面、封印の取付け業務の取扱内規及び登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）（発行日より 3 ヶ月以内のもの）、並びに封印取付け手数料の請求を行わない場合は、その旨の第 22 条の通知を添えて、変更届（準則第 13 号様式）を変更後の事業場を管轄する支局長に提出しなければならない。

（施封センターの新設等）

第18条の2 乙種受託者は、施封センターを新設・廃止したとき、あるいは名称もしくは所在地を変更したときは、変更等届（準則第13号様式の2）を管轄の支局長に提出しなければならない。

なお、施封センターの新設の場合にあっては、以下の書面を併せて提出しなければならない。

（ア）施封センターでの取扱いを記載した内規

（イ）封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画を記載した書面

（ウ）同センター施設に係る使用権限を証する書面

（エ）同センターにおける施封管理責任者及び封印取付け担当者を選任した書面

（オ）その他施設の概要等参考となる書面

（承認の申請）

第19条 受託者は、事業場の位置を変更しようとするときは、あらかじめ承認申請書（準則第14号様式）に事業場の位置の変更を証明するに足りる書面のほか、甲種受託者及び丙種受託者にあっては、事業場付近の見取図を添えて管轄の支局長に提出しなければならない。

2 受託者は、封印の取付けの業務をやめようとするときは、あらかじめ、承認申請書（準則第14号様式）を管轄の支局長に提出しなければならない。

（手数料額）

第20条 1件の封印取付けに対して支払う手数料の額は、毎年度の予算で定められた額を限度とする。

（手数料の請求）

第21条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度4月10日までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書（準則第15号様式）を添付しなければならない。

（無償受託）

第22条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。（別紙通知書（例））

〔附則〕

- 1 本準則は、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 本準則の制定に伴い、準則第 2 条第 1 号の甲種受託者、第 2 号の乙種受託者及び第 3 号の丙種受託者は、封印の取付け委託に関する取扱要領（平成 2 7 年 3 月 1 1 日付関自管第 1 2 8 号）第 5 条の封印取付け委託書の交付を受けたものとみなす。
- 3 本準則の制定に伴い、令和 3 年 1 2 月 2 8 日までに封印の取付け委託を受けている準則第 2 条第二号の乙種受託者が営業所に選任している「施封責任者」を「封印取付け担当者」と読み替えるものとする。
- 4 本準則の制定に伴い、令和 3 年 1 2 月 2 8 日までに封印の取付け委託を受けている準則第 2 条第三号の丙種受託者及び準則第 2 条第四号の丁種受託者（巡回施封方式を選択している場合に限る）が提出している「巡回封印取付け職員」は「巡回封印取付け担当者」と読み替えるものとする。